

議事要旨(3) 収益認識に関する包括的な会計基準の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、収益認識に関する包括的な会計基準の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、川西ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

意見募集文書に寄せられた主なコメントの概要について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 収益認識に関する包括的な会計基準の検討を進めることについて、多くの方が総論では賛成又は異論はないとする一方、各論では現行の日本基準における実務を変更することに支持がないという印象がある。
 - 知的財産ライセンスの供与について、使用者の観点も考慮して収益認識時期を判定できるといった規定の開発が要望されているが、その意図は何か。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 総論として国際的な整合性を図る必要があるが、個々の会計処理については、さまざまな意見が寄せられている。今後、個々の論点について、寄せられたコメントを踏まえて議論する予定である。
- 知的財産ライセンスの供与については、企業が知的財産に著しい影響を与えるか不明確なものがあり、知的財産に著しい影響がないと判断され、一時点で収益を認識すると判断される可能性があるものでも、使用者の観点から一定の期間にわたって収益を認識することが妥当なケースがあるという意見であると理解している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 棚卸資産等、関連する会計基準の開発も同時に実施する必要があるという意見があるが、収益認識基準の開発に伴う影響は想定されるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 日本基準と IFRS の体系の違いにより棚卸資産や契約コスト等に影響がある可能性はあるが、今後検討することとしたい。

新基準を適用する取引の範囲について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本基準についてイメージしていることを共有して議論するために、早い段階で具体的な適用範囲の方向性を共有する必要があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 収益認識基準の適用範囲については、早期に方向性を共有することが重要だと考えられるが、まだ開発する会計基準全体のイメージが共有できていないため、当面は開発する会計基準全体のイメージを議論することを考えている。

IFRS 第 15 号にも適合することを意図するかについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 中期運営方針の方向性から考えると、国際的な整合性を重視するとしても、必ずしも IFRS 第 15 号に一致することを目的とすることにはならないのではないかと。IFRS 第 15 号の記載を所与とする必要はないと考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 国際的に整合性を図るとした場合でも、IFRS 第 15 号の内容をすべて受け入れることが前提ではないと考えている。ただし、IFRS 任意適用企業の便益については別途検討が必要であると考えられる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 会計方針の選択が多くなると比較可能性が低下する可能性があるため、日本基準における実務を認める場合は、重要な実務上の困難さがあるものに限ることが考えられるのではないかと。

当面の検討対象に個別財務諸表を加えるかについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 個別財務諸表への適用については税法の観点に留意する必要があり、現行の実務を変更する会計処理を定める場合には、税法との調整が問題となる可能性がある。日本基準としては、重要性の基準を設け、重要なものについては税法との調整を検討し、重要性のないものについては現行の実務を認めるという方法もあるのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 個別財務諸表への適用についてはさまざまな論点があると考えられるため、当面の間は、連結財務諸表における適用をベースとして検討を進めていきたいと考えている。

理解しやすい表現とした文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 事務局が提示した理解しやすい表現とした文案のサンプルは IFRS 第 15 号の記載に

慣れていない者からはわかりやすいと思われるが、理解しやすい表現とする場合には、IFRS 第 15 号とは異なる内容となると考えられるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 理解しやすい表現としても、IFRS 第 15 号とは実質的な差はないと考えているが、必ずしも同じ結果になることまでは担保されないと考えられる。日本基準を連結財務諸表で適用する企業と IFRS 任意適用企業のそれぞれのニーズを念頭に置きながら、どのような表現が考えられるかについて、今後個々の論点において議論していくことを考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 文案の表現については、いくつかのサンプルを見るという程度であれば良いが、全体像としての着地点が見えるようになれば、自ずと定まるため、優先すべき検討事項ではないと考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 文案の表現については、現状は着地点が見えないため、まずはいくつかの論点に対する文案のサンプルを用いて議論することが必要だと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 今後検討の対象となるリース等の基準も考えると、日本基準の体系では同様の表現を用いる方が整合的となるのではないかと。ただし、IFRS 任意適用企業等のために、IFRS との差異を明示することが必要であると考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- どのような表現の基準を開発するかは、個々の会計基準で検討することになるため、今後検討する基準は必ずしもこの収益認識基準における方法を踏襲しないこととなると考えられる。
- 収益認識に関しては日本基準の規定が限られており、また日本基準における実務を明示することは難しいため、IFRS 第 15 号と日本基準や日本基準における実務との差異を記載することは困難であると考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- IFRS 第 15 号を日本基準に取り込む場合、本文、適用指針、結論の背景のいずれに含まれることになるか明示する方が良いと考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 文案の表現について、IFRS 任意適用企業を念頭に置くのか、または日本基準を適用

する企業を念頭に置くのかという観点に中途半端に対応した結果、どちらのニーズにも応えていないことになるのを懸念する。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 文言を変更すると内容が変わる可能性があるため、文案の表現を検討することは難しい作業であり、まずはいくつかの文案のサンプルを基に議論することとしたいと考えている。

日本基準との相違について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 第 15 号の観点から検討するアプローチとしているが、工事進行基準を置き換えて良いのか等、日本基準の観点から検討するアプローチを試すことも考えられるのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 収益認識に関する日本基準は限られており、日本基準の観点から検討するアプローチは、IFRS 第 15 号の観点から検討して日本基準と比較するアプローチと、結果としては大きく変わらないのではないかと考えられる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本基準との相違を示すことは、IFRS 第 15 号と日本基準や日本基準における実務との差異が明確でない場合もあるため、難しいのではないかと。

以 上